

令和6年12月19日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

総務常任委員会
委員長 山内政徳

委員会審査報告書

第539回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	付託年月日	件名	審査の結果
陳情第5号	令和6年9月5日	所得税法第56条の廃止を求める 陳情	採 択

令和 6 年 12 月 19 日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

総務常任委員会
委員長 山内 政徳

陳情第 5 号「所得税法第 56 条の廃止を求める陳情」の審査報告書

本陳情は、第 539 回議会定例会（令和 6 年 9 月議会）において、総務常任委員会に付託された後、閉会中の継続審査を行いました。

所得税法第 56 条の主な内容は、個人事業主の場合、配偶者や親族は、その労働の対価を必要経費に認めないとの条文です。本陳情の趣旨は、所得税法第 56 条が重税の温床であり不平等であるとのことで、国に対し所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出を要望しています。

また沖縄県議会を始め、県内 20 の市町村で意見書が採択されています。

総務常任委員会では、税務課長、税務課職員及び識見監査委員からも意見を参考にするため出席を求めました。税務課長からは所得税法第 56 条は、個人事業者等が恣意的に親族に所得を分散し、不当に税負担の軽減を図るなどの方法によって、税負担の回避という事態を防止するために設けられた条文であるとの説明がありました。また、所得税法第 57 条では、特例として青色申告又は白色申告を提出することで、配偶者やその他の親族に対して支払われた給与を必要経費に算入することができるという旨の説明がありました。

識見監査委員からもほとんど同様の意見がありました。

令和 6 年 10 月 23 日、本委員会では全委員出席のもと自由討論と表決を行い、賛成多数で採択しました。